

平成16年 4 月 1 日

規 則 第 8 号

改正（施行）平17則13(17. 6. 17)

平17則20(17. 12. 1)

平18則 2 (18. 4. 1)

平19則 9 (19. 4. 1)

平19則33(19. 11. 8)

平20則 1 (20. 1. 10)

平20則 5 (20. 4. 1)

平20則14(20. 4. 22)

平20則17(20. 7. 23)

平20則22(20. 12. 2)

平21則 4 (21. 3. 5)

平21則 7 (21. 3. 31)

平21則21(21. 6. 1)

平21則24(21. 6. 8)

平21則27(21. 7. 1)

平21則33(21. 12. 1)

平22則 7 (22. 4. 1)

平22則24(22. 12. 1)

平23則12(23. 12. 22)

平24則 4 (24. 4. 1)

平24則 8 (24. 7. 1)

平24則14(24. 9. 28)

平25則10(25. 4. 1)

平25則17(25. 6. 20)

平25則27(25. 12. 5)

平26則 8 (26. 12. 18)

平26則14(27. 1. 1)

平27則 4 (27. 4. 1)

平28則 2 (28. 3. 3)

平28則 6 (28. 4. 1)

平29則 1 (29. 2. 2)

平29則10(29. 4. 1)

平30則1(30.2.8)
平30則10(30.4.1)
平31則1(31.2.7)
令2則3(2.2.6)
令2則6(2.4.1)
令2則26(2.12.1)
令3則2(3.1.28)
令3則8(3.4.1)
令4則3(4.1.27)
令4則5(4.4.1)
令4則20(4.6.7)
令4則22(4.9.29)
令5則1(5.2.2)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払う。ただし、次の各号の1に該当するものは、給与支払いの際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その指定する当該職員の預貯金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、教職調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、外部資金獲得手当及び幼稚園教員手当とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

4 前3項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の区分は、別に定める。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給)

第4条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮して定める。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表(一) (別表第1)
- (2) 一般職俸給表(二) (別表第2)
- (3) 教育職俸給表(一) (別表第3)
- (4) 教育職俸給表(二) (別表第4)
- (5) 教育職俸給表(三) (別表第5)
- (6) 医療職俸給表(一) (別表第6)
- (7) 医療職俸給表(二) (別表第7)

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は別に定める。

(初任給)

第5条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第6条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その者の号俸については、別に定める。

(降格)

第7条 就業規則第17条第1項の規定により降任したときは、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その者の号俸については、別に定める。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動)

第8条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、昇給の日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、

1月1日に行うものとする。

- 2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第10条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じて、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 病気休暇等の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 病気休暇等の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

- 4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、概ねAの昇給区分に係るものについては100分の5とし、Bの昇給区分に係るものについては100分の20とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、概ね当該各号に定める割合とする。

- (1) 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者又は教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者 Aの昇給区分に係るものについては100分の10、Bの昇給区分に係るものについては100分の30
- (2) 第36条第4項役職段階別加算表の職務の級欄に掲げられていないもの 100分の20（そのうちAの昇給区分に係るものについては100分の5以内）

- 5 前条の規定により昇給させる場合の号俸数は、昇給区分に応じて別表第7の

2に定める昇給号数表に定める号俸数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。

7 前2項の規定による号俸数が零となる職員は昇給しない。

8 次の第1号から第3号に掲げる職員は、この条の第1項第4号に掲げる職員に該当するものとし、第4号及び第5号に掲げる職員は、この条の第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。

(1) 基準期間（第2項第1号に規定する基準期間をいう。以下同じ。）において、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（第4号に規定するものを除く。）を受けた職員

(2) 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった職員

(3) 基準期間において、第1号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員

(4) 基準期間において、停職の処分、減給の処分（第1号に規定するものを除く。）又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）を受けた職員

(5) 基準期間において、前号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員

（特別の場合の昇給）

第11条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第9条の規定による昇給をさせることができる。

(1) 職務上特に功績があったことにより、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 学長が定める日

(3) 学長が特に必要があると認める場合 学長が定める日

（給与の計算期間）

第12条 俸給及び諸手当の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の計算期間は、別に定める。

（給与の支給日）

第13条 俸給及び諸手当（第2項及び第3項に規定するものを除く。）の支給日は、

毎月1回、その月の17日とし、その月の全額を支給する。ただし、17日が土曜日、日曜日又は国立大学法人東京学芸大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成16年規程第15号。以下「勤務時間規則」という。）第5条第2号に規定する休日（以下第一項において「休日」という。）に当たる場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日（15日が休日に当たるときは、18日）
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日（16日が休日に当たるときは、15日）
- (3) 17日が休日に当たるとき 18日

2 特殊勤務手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給日は翌月の17日とし、前項の規定に準じて支給する。

3 外部資金獲得手当の支給日は3月10日（その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）とする。

4 賞与の支給日は6月30日及び12月10日（その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）とする。

5 前各項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の支給日は、別に定める。

（非常時払い）

第14条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条の規定による給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

（俸給の日割計算）

第15条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月分の俸給の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額、その月の現日数から勤務時間規則第5条の規定による休日（同規則第6条から第8条の規定により休日とされた日を含む。以下「休日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 諸手当

（俸給の調整額）

第16条 大学院を担当する教員及び附属特別支援学校の教員で別表第8に掲げる者には、その職務の特殊性に基づき、同表に定める区分に応じた調整数に別表第

9における職務の級に応じた調整基本額に乗じて得た額を、俸給の調整額として支給する。ただし、その額が俸給月額¹の100分の25を超えるときは、俸給月額¹の100分の25に相当する額とする。

（管理職手当）

第17条 管理又は監督の地位にある職員で別表第10に掲げる者には、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の額は、当該職員の区分及び職名に応じた管理職手当額欄に掲げる額とする。ただし、職員が管理職手当を支給する二以上の区分及び職名に該当する場合は、算定割合の最も高い区分及び職名の一に応じた算定割合を適用する。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

（教職調整額）

第18条 附属学校に勤務する教員であって教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける者のうち、その属する職務の級が特2級、2級又は1級である者に対し、義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、その者の俸給月額¹の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

（初任給調整手当）

第19条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける教員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許を有する者に限る。）には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。

（扶養手当）

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を届け出なければならない
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の

職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、一般職（一） 9 級以上職員以外の職員から一般職（一） 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 9 級以上職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 8 級職員等が一般職（一） 8 級職員等及び一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るもの及び扶

養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）

9級以上職員以外のものが一般職（一）9級以上職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）8級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第21条 職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の13を乗じて得た額を地域手当として支給する。

2 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者が、引き続き本学職員となった場合であって、当該採用の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（以下「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（以下、「採用前の支給割合」という。）に達しないこととなるときに、採用の事情、当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合（当該採用の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合に限る。）は、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該採用の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が採用後の支給割合以下となるときは、当該採用の日から1年を経過するまでの間。）、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該採用の日から同日以後1年を経過するまでの間 採用前の支給割合（採用前の支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（住居手当）

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）

(2) 第24条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められる

もの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職

員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者から引き続き本学職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものを含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超える

ときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める場合を除く。）に係る最初の月における第13条に定める日に支給する。

6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第4項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

9 通勤手当を支給される職員につき、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給する

ことができない。

- 10 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

（単身赴任手当）

第24条 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者から引き続き本学職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次に定める額を加算した額）とする。

(1)	100キロメートル以上 300キロメートル未満	8,000円
(2)	300キロメートル以上 500キロメートル未満	16,000円
(3)	500キロメートル以上 700キロメートル未満	24,000円
(4)	700キロメートル以上 900キロメートル未満	32,000円
(5)	900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
(6)	1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
(7)	1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
(8)	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
(9)	2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
(10)	2,500キロメートル以上	70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

- 4 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事

実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 5 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（特殊勤務手当）

第25条 著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。

- (1) 教員特殊業務手当
- (2) 教育実習等指導手当
- (3) 教育業務連絡指導手当
- (4) 教職大学院業務手当
- (5) 高所作業手当
- (6) 安全衛生管理手当
- (7) 大学入学共通テスト手当
- (8) 免許状更新講習業務手当

- 3 前項に規定する特殊勤務手当に係る特殊業務において、勤務時間規則第3条に規定する所定勤務時間を超え、又は休日等に従事することとなった場合に支払われる超過勤務手当は、第34条の規定にかかわらず、勤務1時間あたりの給与額を算定する場合は、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

（教員特殊業務手当）

第26条 教員特殊業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち職務の級が特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶときに支給する。

- (1) 当該附属学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの。

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、傷病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

- (2) 修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で，泊を伴うもの又は休日等に行うもの
- (4) 当該附属学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督，採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの
- 2 教員特殊業務手当の額は，業務に従事した日1日につき，業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号アの業務	6,400円（被害が特に甚大な非常災害の際に，心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては，12,800円）
前項第1号イ及びウの業務	6,000円
前項第2号及び第3号の業務	3,400円
前項第4号の業務	2,400円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第27条 教育実習等指導手当は，附属学校に勤務する教員が，大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずる業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は，業務に従事した日1日につき1,000円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第28条 教育業務連絡指導手当は，附属学校に勤務する教員のうち，次の表に定める主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の職務を担当する教員が，当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

学校種別	主任等
附属小学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任
附属中学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事
附属高等学校及び国際中等教育学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事，進路指導主事
附属特別支援学校	教務主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事（中等部・高等部），進路指導主事（高等部）

- 2 前項の手当の額は，業務に従事した月1月につき4,200円とする。

（教職大学院業務手当）

第28条の2 教職大学院業務手当は，附属学校に勤務する教員のうち，教育学研究科教育実践創成専攻の業務を命じられた教員に支給する。

- 2 前項の手当の額は，業務に従事した月1月につき11,900円とする。

(高所作業手当)

第29条 高所作業手当は、財務・研究推進部施設課に勤務する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）とする。

(安全衛生管理手当)

第30条 安全衛生管理手当は、国立大学法人東京学芸大学職員安全衛生管理規則（平成16年規則第16号。以下「安全衛生管理規則」という。）第8条、第9条及び第14条の規定に基づき、次に掲げる職務を担当する者にそれぞれの区分に応じた額を支給する。

職務	手当額（月額）
産業医	10,000円
衛生管理者	2,000円
作業環境測定士	5,000円

(大学入学共通テスト手当)

第30条の2 大学入学共通テスト手当は、大学入学共通テストの実施日における試験の業務に従事する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき6,000円とする。ただし、業務に従事する時間が4時間を超えない場合は、3,000円とする。

(免許状更新講習業務手当)

第30条の3 免許状更新講習業務手当は、教員免許状更新講習の講師の業務に従事した教員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した時間1時間当たり8,800円を支給する。ただし、業務に従事した時間の合計に1時間未満の端数がある場合は、次のとおりとする。

(1) 30分未満の場合 4,400円を支給する。

(2) 30分以上の場合 8,800円を支給する。

3 前項に定めるもののほか、eラーニング講習に係る業務に従事した場合の手当の額は、次のとおりとする。

(1) eラーニング講習に従事した教員の場合 1時間当たり6,000円を支給する。

(2) eラーニング講習修了認定試験に従事した職員の場合 1時間当たり2,000円を支給する。

(義務教育等教員特別手当)

第31条 附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項の手当の月額、職務の級及びその者が受ける号俸の別に応じて別表第

12に掲げる額とする。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、勤務時間規則第18条各号に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第33条 1日7時間45分を超え、若しくは1週間38時間45分を超えて勤務すること(以下「超過勤務」という。)を命ぜられた職員には、超過勤務をした全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 1箇月の超過勤務の時間数に応じた超過勤務手当の率は次のとおりとする。なお、この場合、1箇月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間以下 100分の125

イ 45時間を超え、60時間以下 労使協定で定める率

ウ 60時間を超え 100分の150

(2) 1年間の超過勤務時間数が360時間を超えた場合の超過勤務手当の率は、労使協定で定める率とする。

(3) この項の定めにより超過勤務手当を支給すべき時間につき、次項の定めによる超過勤務手当が支給されることとなる場合には、前2号で定められた支給率が次項で定められた率を上回る場合のみ、前2号で定められた率から次項で定める率を控除した率の超過勤務手当を支給することとする。

2 休日等に勤務することを命ぜられた職員には、休日に勤務した全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第34条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、教育業務連絡指導手当、安全衛生管理手当、義務教育等教員特別手当及び幼稚園教員手当の月額合計額を1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第17条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が次の各号に掲げる勤務をした場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した

場合

- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合

- 2 前項の手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、第17条に定める管理職手当の適用区分に応じ次の表に定める額とする。

適用区分	前項第1号の勤務の支給額 (実働時間が6時間を超える場合)	前項第2号の勤務 の支給額
I種	12,000円(18,000円)	6,000円
II種	10,000円(15,000円)	5,000円
III種	8,000円(12,000円)	4,300円
IV種	6,000円(9,000円)	3,500円
V種	4,000円(6,000円)	3,000円

(外部資金獲得手当)

第35条の2 外部資金獲得手当は、外部資金の獲得を通じて本学における研究の振興に貢献した教員で、本手当により外部資金獲得に対する還元を選択した者に支給する。

- 2 外部資金獲得手当を含む外部資金獲得に対する還元に関する事項は、東京学芸大学における外部資金に係る間接経費等取扱要項(令和2年3月12日制定)の定めるところによる。

(幼稚園教員手当)

第35条の3 幼稚園教員手当は、附属幼稚園に勤務する副園長(兼務者を除く。)、主幹教諭、教諭及び養護教諭に支給する。

- 2 前項の手当の月額は、9,000円とする。

(返還義務)

第35条の4 事実と反する届出等により不正又は不当に、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当又は外部資金獲得手当を受けた職員は、すでに受けた不正又は不当な当該手当を返還しなければならない。この場合、故意により本学に損害を与えたものとして懲戒の処分をすることがある。

第3節 賞与

(期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第13条第4項で定める日(次条及び第38条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職(就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。)した職員(第40条第9項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職

員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する職員のうち、第17条に定める区分がⅠ種及びⅡ種である職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 次の役職段階別加算表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職加算表に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

（役職段階別加算表）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職（二）	5級	100分の10
	4級・3級（学長が定めるものに限る。）	100分の5
教育職（一）	5級	100分の15（学長が定めるものにあつては100分の20）
	4級・3級	100分の10（学長が定めるものにあつては100分の15）
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5
教育職（二） （三）	4級	100分の15
	3級・特2級	100分の10
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5（学長が定めるものにあつては100分の10）
医療職（一）	6級以上	100分の15

	5 級	100分の10
	4 級・3 級	100分の 5
	2 級 (学長が定めるものに限る。)	100分の 5
医療職 (二)	6 級以上	100分の15
	5 級・4 級	100分の10
	3 級	100分の 5
	2 級 (学長が定めるものに限る。)	100分の 5

(管理職加算表)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職 (一)	I 種	7 級以上	100分の25
	II 種		100分の15
教育職 (一)	II 種	5 級	100分の15

5 附属幼稚園に勤務する副園長（兼務者を除く。）、主幹教諭、教諭及び養護教諭の期末手当については、24,270円に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第2項の表に定める割合を乗じて得た額を、前2項の期末手当の額に加算する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第14条第1項の規定により解雇され又は第33条第4号若しくは第5号の規定による解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第38条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）され、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為

に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第13条第4項に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。）した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた割合に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80

4 月以上 4 月 15 日未満	100 分の 70
3 月 15 日以上 4 月未満	100 分の 60
3 月以上 3 月 15 日未満	100 分の 50
2 月 15 日以上 3 月未満	100 分の 40
2 月以上 2 月 15 日未満	100 分の 30
1 月 15 日以上 2 月未満	100 分の 20
1 月以上 1 月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	0

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 4 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第39条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは「第39条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 第2項に規定する勤務成績による割合は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、学長が定める。
- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の99以上100分の160以下（特定幹部職員にあっては、100分の125以上100分の200以下）
 - (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の88以上100分の99未満（特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の125未満）
 - (3) 勤務成績が良好な職員 100分の77（特定幹部職員にあっては、100分の97）
 - (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の77未満（特定幹部職員にあっては、100分の97未満）
- 7 前項第1号及び第2号に定める職員の数の割合は、それぞれの職員の総数に占める次に定める程度とする。
- (1) 勤務成績が特に優秀な職員
 - 特定幹部職員以外の職員 100分の5
 - 特定幹部職員 100分の3
 - (2) 勤務成績が優秀な職員
 - 特定幹部職員以外の職員 100分の25
 - 特定幹部職員 100分の25
- 第3章 給与の特例
- (休職者の給与)

第40条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補

償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労災保険法による休業補償給付又は休業給付を受ける額（休業特別支援金を含む。）に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、幼稚園教員手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する職員にあっては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教員手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第18条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第18条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上若しくは通勤による生死不明又は所在不明の場合は、100分の100以内）を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第18条第1項第6号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 就業規則第18条の規定により休職にされた職員には、他の規則その他別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項及び第5項から第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第36条第1項に規定する基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。）したときは、同項の規定により、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条及び第38条の規定を準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは、「第40条第9項」と読み替えるものとする。

- 11 第3項の休職の期間の計算にあたっては、復職後6月以内に同一傷病により再度休職にされたときは、当該傷病による休職期間は通算するものとする。

(俸給の半減)

第41条 第32条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る安全衛生管理規則第20条第2項の規定に基づく就業禁止の措置により、当該療養のための勤務時間規則第22条による病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給、俸給の調整額の半額を減ずる。

- 2 前項に定められた場合における教職調整額、地域手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額はその半減後の額となる。

(俸給月額の減額支給等)

第41条の2 削除

(育児休業中の給与)

第42条 国立大学法人東京学芸大学育児休業等規則（平成16年規程第6号。この条において「育児休業規則」という。）第4条第1項に規定する育児休業及び第11条の3第1項に規定する出生時育児休業を申し出た職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- 4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

- 5 職員が、育児休業規則第14条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業中の給与)

第43条 国立大学法人東京学芸大学介護休業等規則（平成16年規程第7号。この条において「介護休業規則」という。）第5条第1項に規定する介護休業を申し

出た職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- 5 職員が、介護休業規則第4条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（自己啓発等休業中の給与）

第43条の2 国立大学法人東京学芸大学自己啓発等休業規則（平成28年規則第11号。以下「自己啓発等休業規則」という。）第2条第4項に規定する自己啓発等休業を取得している職員（以下「自己啓発等休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（配偶者同行休業中の給与）

第43条の3 国立大学法人東京学芸大学配偶者同行休業規則（平成28年規則第12号。以下「配偶者同行休業規則」という。）第2条第3項に規定する配偶者同行休業を取得している職員（以下「配偶者同行休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

第4章 補則

(補則)

第44条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則の施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与 法の俸給表	読み替える本学の 俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）

- 3 承継職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日の前日に認定されていた届出をもって、この規則による届出があったものとみなす。
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号）第2条の規定による改正前の給与法第11条の7の適用を受けていた者には、施行日から平成17年3月31日までの間、施行日の前日において、改正前の給与法第11条の7の規定により支給されていた支給割合を都市手当の支給割合と読み替えて適用するものとする。
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条の規定の適用を受けていた者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のとおりとする。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条の適用を受けてい

た者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のおりとする。

7 承継職員のうち、施行日の前日において俸給の特別調整額を支給されており、施行日以降引き続き当該管理職手当を支給される者のうち、施行日以降の支給割合が低くなる者について、次に掲げるとおり経過措置を設けることとする。

(1) 事務系職員については、その者が在職期間中は従前の支給割合とする。

(2) 大学教員については、その者の施行日の前日から引き続く在任期間中（再任の場合を除く。）は、従前の支給割合とする。

(3) 附属教員については、平成17年3月31日までの間は、従前の支給割合とする。

8 その他この規則に定めのない事項については、当分の間、国家公務員の例に準ずるものとする。

附 則（平17則13）（抄）

平成17年4月1日から適用する。

附 則（平17則20）（抄）

ただし、別表第10（管理職手当支給割合（第17条関係））中大学院課長の項を削る改正規定については、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平18則2）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（級及び号俸の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規則別表第1から別表第9までの俸給表の適用を受けていた職員（切替日の前日において、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第26条の規定により、常勤職員の例に準じて給与を支給されていた有期雇用職員及び国立大学法人東京学芸大学任期付附属学校運営参事給与規則（平成16年規則第22号）第3条の規定により給与を支給されていた附属学校運営参事を含む。第4項において「切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員」という。）の切替日における職務の級及び号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた級、号俸及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて学長が別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

3 切替日前に採用され又は職務の級を異にして異動した職員及び学長の定める

これに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において新たに職員となったものとした場合又は切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(学長が定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における職員の昇給に関する特例)

- 7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第10条第5項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする

(平成19年1月1日における特定職員の昇給の号俸数等に関する特例)

- 8 平成19年1月1日における特定職員の昇給は、第10条の規定にかかわらず、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる特定職員は昇給しない。

- (1) この項の規定による号俸数が零となる特定職員
- (2) 55歳以上の特定職員で次項第2号又は第3号に掲げる特定職員に該当する者
- (3) 次項第3号に掲げる特定職員(55歳以上の特定職員を除く。)で昇給させることが相当でないと認める者

- 9 平成19年1月1日における特定職員の基準号俸数は、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である特定職員 8号俸以上（55歳以上の特定職員にあつては、4号俸以上）
 - (2) 勤務成績が良好である特定職員 3号俸
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 1号俸以下
- 10 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員については、前項第3号に掲げる特定職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 11 附則第9項第1号に掲げる特定職員の数は、特定職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。
（平成19年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等）
- 12 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員（以下「一般職員」という。）を第9条の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数（同項において「基準号俸数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は昇給しない。
- (1) この項の規定による号俸数が零となる一般職員
 - (2) 55歳以上の一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当する者
 - (3) 次項第3号に掲げる一般職員（55歳以上の一般職員を除く。）で昇給させることが相当でないと認める者
- 13 一般職員の基準号俸数は、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号俸以上（55歳以上の一般職員にあつては、4号俸以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号俸
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下
- 14 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった

日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

- 15 附則第13項第1号に掲げる一般職員の数は、一般職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。

(地域手当に関する経過措置)

- 16 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、次に掲げる地域に所在する勤務場所に勤務する職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、当該各号に掲げる地域に応じた割合を乗じて得た額を地域手当として支給する。

(1) 世田谷区、練馬区、文京区 100分の12

(2) 小金井市、東久留米市、小平市 100分の11

- 17 前項に掲げる地域に勤務していた職員がその勤務する地域を異にして異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当(この規則による改正前の第21条の規定による都市手当を含む。)の支給割合(以下、「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から1年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動前の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

附 則 (平19則9)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下、「施行日」という。)の前日から引き続き管理職手当の支給対象である職員のうち、この規則による改正後の第17条の規定による管理職手当額が、施行日の前日に受けていた管理職手当額(以下、「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 2 管理職手当の支給対象である職員のうち、施行日以降に新たに本学の職員となった職員の管理職手当について、前項の規定による管理職手当の支給を受ける職員との均衡を著しく失すると認められるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則（平19則33）

この規則は平成19年11月8日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平20則1）

- 1 この規則は、平成20年1月10日から施行する。
- 2 第20条第3項及び第7項の改正規定並びに改正後の別表第1から別表第7までは、平成19年4月1日から適用する。
- 3 第39条第2項の改正規定は平成19年12月1日から適用する。
- 4 第39条第6項及びこの規則による改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、平成19年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第2項	100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）	100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）
第39条第6項第1号	100分の86以上100分の145以下（特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の185以下）	100分の95.5以上100分の155以下（特定幹部職員にあっては、100分の121.5以上100分の195以下）
第39条第6項第2号	100分の78.5以上100分の86未満（特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満）	100分の85以上100分の95.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の108以上100分の121.5未満）
第39条第6項第3号	100分の71（特定幹部職員にあっては、100分の91）	100分の74.5（特定幹部職員にあっては、100分の94.5）
第39条第6項第4号	100分の71未満（特定幹部職員にあっては、100分の91未満）	100分の74.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の94.5未満）

- 5 この規則による改正後の職員給与規則及びこの規則により読み替える職員給与規則（この項において「改正後の職員給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の職員給与規則に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規則による給与の内払とみなす。

附 則（平20則14）

この規則は平成20年4月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

ただし、別表第10の附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の区分及び算定割

合の改正は平成20年5月1日から適用する。

附 則（平20則22）

この規則は、平成20年12月2日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平21則4）

この規則は平成21年3月5日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平21則7）

- 1 この規則は、平成21年3月31日から施行し、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、別表第4備考第1号、別表第5備考第1号及び別表第8の改正は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員（別表第4及び5（俸給（第4条第2項関係）の適用を受ける職員に限る。）については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則（平21則24）

この規則は、平成21年6月8日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平21則27）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、別表第10の施設課長の区分及び算定割合の改正は平成21年4月1日から適用する。

附 則（平21則33）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第36条第2項、第39条第2項及び第6項の規定にかかわらず、平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第2項	12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額	12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額
第39条第2項	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の95）
第39条第6項第1号	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、100分の119

	100 分 の 112.5 以 上 100分の180以下)	以上100分の190以下)
第39条第6項第2号	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の100以上100分の112.5未満）	100 分の77 以上100 分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満）
第39条第6項第3号	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の87）	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の92）
第39条第6項第4号	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の87未満）	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の92未満）

- 3 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（適用日に職員である者（ただし、次の表に掲げるものを除く。））にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.76 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 24 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
一般職（二）	1 級	1 号俸から 68 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職（一）	1 級	1 号俸から 48 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職（二）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 4 号俸まで
教育職（三）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 44 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

医療職（二）	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 4 適用日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 適用日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平22則24）

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（平成 21 年 12 月 1 日において、平成 21 年規則第 33 号附則第 3 項から第 5 項までの適用を受けていた者に限る。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（施行日に職員である者（次の表に掲げるものを除く。）にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.59 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（第 41 条の 2 の適用を受ける者にあっては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 64 号俸まで
	3 級	1 号俸から 48 号俸まで
	4 級	1 号俸から 32 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
	6 級	1 号俸から 16 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
一般職（二）	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 64 号俸まで
	4 級	1 号俸から 36 号俸まで
	5 級	1 号俸から 20 号俸まで
教育職（一）	1 級	1 号俸から 88 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで

	4 級	1 号俸から 40 号俸まで
	5 級	1 号俸から 12 号俸まで
教育職（二）	1 級	1 号俸から 92 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 48 号俸まで
	3 級	1 号俸から 24 号俸まで
教育職（三）	1 級	1 号俸から 92 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 48 号俸まで
	3 級	1 号俸から 40 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 12 号俸まで
医療職（二）	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 80 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 8 号俸まで

- 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日に平成 18 年規則第 2 号附則第 7 項の適用を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の号俸を平成 23 年 4 月 1 日に 1 号俸上位とする調整を行う。

附 則（平23則12）

この規則は、平成23年12月22日から施行し、平成23年10月 1 日から適用する。
ただし、別表第10の環境教育研究センター長及び事務局参事役の職名の改正は平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平24則 4）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(平成 22 年 12 月 1 日において、平成 22 年規則第 24 号附則第 2 項から第 4 項までの適用を受けていた者に限る。)で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(施行日に職員である者(次の表に掲げるものを除く。)にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.10 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第 41 条の 2 の適用を受ける者にあっては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 76 号俸まで
	3 級	1 号俸から 60 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 36 号俸まで
	6 級	1 号俸から 28 号俸まで
	7 級	1 号俸から 16 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
一般職（二）	1 級	1 号俸から 121 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 76 号俸まで
	4 級	1 号俸から 48 号俸まで
	5 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職（一）	1 級	1 号俸から 100 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 64 号俸まで
	4 級	1 号俸から 52 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
教育職（二）	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 級	1 号俸から 36 号俸まで
教育職（三）	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 96 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 68 号俸まで
	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 24 号俸まで
	7 級	1 号俸から 8 号俸まで

医療職（二）	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 92 号俸まで
	3 級	1 号俸から 68 号俸まで
	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 20 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要がある職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 6 平成25年4月1日において学長の定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長の定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長の定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 7 平成26年4月1日において学長の定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長の定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長の定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平24則8）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第 4 条第 2 項各号の俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成 24 年規則第 4 号附則第 2 項から第 5 項までに規定する俸給月額を含み、当該職員が第 41 条の適用を受けるものである場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
一般職（二）	3 級以下	100 分の 4.77
	4 級以上	100 分の 7.77
教育職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 4 級	100 分の 7.77
	5 級	100 分の 9.77
教育職（二）	2 級以下	100 分の 4.77
	特 2 級以上	100 分の 7.77
教育職（三）	2 級以下	100 分の 4.77
	特 2 級以上	100 分の 7.77
医療職（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 7 級	100 分の 7.77
	8 級	100 分の 9.77
医療職（二）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級	100 分の 7.77
	7 級	100 分の 9.77

3 特例期間においては、本規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1)管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2)地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (3)期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得

た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

(5) 第 40 条第 1 項から第 7 項まで又は第 9 項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 第 40 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 第 40 条第 2 項又は第 3 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 40 条第 4 項 前項及び第 2 号に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 40 条第 5 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 40 条第 9 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額(同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

4 特例期間においては、第 25 条、第 32 条及び第 33 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 34 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を 1 年間ににおける 1 月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、第 41 条の 2 の規定の適用を受ける職員に対する第 2 項、第 3 項第 2 号から第 5 号まで並びに第 4 項の規定の適用については、第 2 項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から第 41 条の 2 第 1 項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 3 項第 2 号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から第 41 条の 2 第 2 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から第 41 条の 2 第 3 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から第 41 条の 2 第 3 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項 5 号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第 2 号及び第 3 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号及び第 3 号」と、同号ハ中「前項及び第 2 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項及び第 2 号」と、同号ホ中「第 3 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた第 3 号」と第 4 項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から第 41 条の 2 第 3 項の規定により給与額か

ら減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間においては、第 42 条第 5 項の規定の運用については、同項中「第 34 条」とあるのは、「平成 24 年規則第 8 号附則第 4 項(同附則第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

7 特定期間においては、第 43 条第 5 項の規定の適用については、同項中「第 34 条」とあるのは、「平成 24 年規則第 8 号附則第 4 項(同附則第 5 項の規定により読み替え適用する場合を含む。)」とする。

附 則 (平24則14)

1 この規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

ただし、別表第 10 の改正は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平25則17)

1 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

2 平成 25 年 6 月に支給される期末手当及び勤勉手当においては、平成 24 年規則第 8 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとする。また、同項第 5 号及び第 5 項においても、同様に同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとして取り扱う。

附 則 (平25則27)

1 この規則は、平成 25 年 12 月 5 日から施行し、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

2 平成 25 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当においては、平成 24 年規則第 8 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとする。また、同項第 5 号及び第 5 項においても、同様に同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとして取り扱う。

附 則 (平26則 8)

1 この規則は、平成 26 年 12 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 39 条の改正は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

2 この規則による改正後の第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 26 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第39条第6項第 1号	100 分の93 以上 100 分の150以下 (特定幹部職員 にあっては、100 分の119以上100 分の190以下)	100 分の102.5 以 上100 分の165 以 下(特定幹部職員 にあっては、100 分の128.5 以上 100分の205以下)
第39条第6項第 2号	100分の82.5以上 100 分の93 未 満 (特定幹部職員 にあっては、100 分の105.5 以上 100分の119未満)	100 分の91 以上 100 分の102.5 未 満(特定幹部職員 にあっては、100 分の114 以上100 分の128.5未満)
第39条第6項第 3号	100分の72 (特定 幹部職員にあって は、100分の92)	100分の79.5 (特 定幹部職員にあって は、100分の 99.5)
第39条第6項第 4号	100 分の72 未 満 (特定幹部職員 にあっては、100 分の92未満)	100分の79.5未満 (特定幹部職員 にあっては、100 分の99.5未満)

- 3 平成 27 年 1 月 1 日における第 10 条第 5 項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数」とする。

附 則 (平27則 4)

- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第 41 条の 2 第 3 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(同表の職務の級欄に掲げる職務の級以下である者を除く。以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用

事情等を考慮して前２項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前２項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平28則２）

- この規則は、平成 28 年 3 月 3 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 39 条の改正は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

- この規則による改正後の第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 27 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 （特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下）	100 分の 106 以上 100 分の 170 以下 （特定幹部職員にあっては、100 分の 132 以上 100 分の 210 以下）
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 （特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 94 以上 100 分の 106 未満 （特定幹部職員にあっては、100 分の 117 以上 100 分の 132 未満）
第39条第6項第3号	100 分の 77（特定幹部職員にあっては、100 分の 97）	100 分の 82（特定幹部職員にあっては、100 分の 102）
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 （特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満）	100 分の 82 未満 （特定幹部職員にあっては、100 分の 102 未満）

附 則（平 28 則 6）

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 施行日において休職中である者については、施行日に休職が開始したものとみなし、改正後の第 40 条第 11 項の規定を適用する。

附 則（平29則１）

- この規則は、平成 29 年 2 月 2 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 28 年 12 月期の勤勉手当の支給に

当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の99 以上 100 分の160以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の125 以上100 分の200以下)	100 分の112 以上 100 分の180 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の138 以上100 分の220以下)
第39条第6項第2号	100分の88以上 100 分の99 未 満 (特定幹部職員にあっては、100 分の111 以上100 分の125未満)	100 分の99.5 以 上 100 分の112未 満 (特定幹部職員にあっては、100 分の122.5 以 上 100分の138未満)
第39条第6項第3号	100分の77 (特定幹部職員にあっては、100分の97)	100分の87 (特定幹部職員にあっては、100 分の107)
第39条第6項第4号	100 分の77 未 満 (特定幹部職員にあっては、100 分の97未満)	100 分の87 未 満 (特定幹部職員にあっては、100 分の107未満)

附 則 (平 29 則 10)

(施行期日)

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 20 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の第 20 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円 (一般職俸給表 (一) の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び教育職俸給表 (一) の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの (以下「一般職 (一) 8 級職員等」という。) にあっては、3,500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者」という。) については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 8,000 円 (職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる父母等」という。) については 1 人につき 6,500 円 (職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円)」と、第 5 項中「扶養親族 (一般職 (一) 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、一般職 (一)

9 級以上職員から一般職（一）9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「扶養親族」と，「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において，その職員に配偶者がいないときは，その旨を含む。）」と，同項第 1 号中「場合（一般職（一）9 級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と，同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が，満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9 級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が，満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」と，第 6 項中「扶養親族（一般職（一）9 級以上職員にあつては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，「なった日，一般職（一）9 級以上職員から一般職（一）9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9 級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と，「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と，「退職した日，一般職（一）9 級以上職員以外の職員から一般職（一）9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9 級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と，第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号，第 2 号若しくは第 7 号」と，「においては，その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては，これらの」と，「その日が」とあるのは「これらの日が」と，「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と，「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定

による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。), 扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第20条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第20条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るもの

がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）９級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- ４ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、改正後の第２０条第１項ただし書並びに第７項第３号及び第５号の規定は適用せず、改正後の第２０条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８级以上」と、「一般職（一）８級職員等」とあるのは「一般職（一）８级以上職員等」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、第５項中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）９級以上職員から一般職（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（一般職（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び一般職（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第６項中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）９級以上職員から一般職（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）９級以上職員以外の職員から一般職（一）９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）９級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「一般職（一）８級職員等が一般職（一）８級職員等及び一般職（一）

９級以上職員」とあるのは「一般職（一）８級以上職員等が一般職（一）８級以上職員等」と、同項第６号中「一般職（一）８級職員等及び一般職（一）９級以上職員」とあるのは「一般職（一）８級以上職員等」と、「が一般職（一）８級職員等」とあるのは「が一般職（一）８級以上職員等」とする。

附 則（平30則１）

- この規則は、平成 30 年 2 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 29 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 （特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下）	100 分の 109 以上 100 分の 180 以下（ 特定幹部職員にあっては、100 分の 133 以上 100 分の 220 以下）
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 98 以上 100 分の 109 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 119 以上 100 分の 133 未満）
第39条第6項第3号	100 分の 77（特定幹部職員にあっては、100 分の 97）	100 分の 87（特定幹部職員にあっては、100 分の 107）
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満）	100 分の 87 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 107 未満）

附 則（平30則10）

- この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 29 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（ 特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下）	100 分の 121 以上 100 分の 200 以下（ 特定幹部職員にあっては、100 分の 145 以上 100 分の 240 以下）
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 109 以上 100 分の 121 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 133 以上 100 分の 145 未満）

	ては、100分の111以上100分の125未満)	あつては、100分の130以上100分の145未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定幹部職員にあつては、100分の97)	100分の97(特定幹部職員にあつては、100分の117)
第39条第6項第4号	100分の77未満(特定幹部職員にあつては、100分の97未満)	100分の97未満(特定幹部職員にあつては、100分の117未満)

- 3 東京学芸大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第4号)附則第2項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。
- 4 平成30年4月1日(以下「調整日」という。)において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日に昇給した職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平31則1)

- 1 この規則は、平成31年2月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第36条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第39条第6項の規定にかかわらず、平成30年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の99以上100分の160以下(特定幹部職員にあつては、100分の125以上100分の200以下)	100分の126以上100分の210以下(特定幹部職員にあつては、100分の150以上100分の250以下)
第39条第6項第2号	100分の88以上100分の99未満(特定幹部職員にあつては、100分の111以上100分の125未満)	100分の114以上100分の126未満(特定幹部職員にあつては、100分の135以上100分の150未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定幹部職員にあつては、100分の97)	100分の102(特定幹部職員にあつては、100分の122)
第39条第6項第4号	100分の77未満(特定幹部職員にあつては、100分の97未満)	100分の102未満(特定幹部職員にあつては、100分の122未満)

附 則(令2則3)

- 1 この規則は、令和2年2月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第39条第6項の規定にかかわらず、令和元年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては，100 分の 125 以上 100 分の 200 以下）	100 分の 131 以上 100 分の 220 以下（特定幹部職員にあっては，100 分の 155 以上 100 分の 260 以下）
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 119 以上 100 分の 131 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 140 以上 100 分の 155 未満）
第39条第6項第3号	100 分の 77（特定幹部職員にあっては，100 分の 97）	100 分の 107（特定幹部職員にあっては，100 分の 127）
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 97 未満）	100 分の 107 未満（特定幹部職員にあっては，100 分の 127 未満）

附 則（令 2 則 6）

（施行期日）

- 1 この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第 22 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であつて，施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け，家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち，次の各号のいずれかに該当するものに対しては，施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間，改正後の第 22 条の規定にかかわらず，当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には，当該相当する額を超えない範囲内で附則第 4 項で定める額。以下「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第 22 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員
（適用除外職員）
- 3 前項の規定は，次の各号に掲げる職員については適用しない。
 - (1) 施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項第 1 号に該当していた職員であつて，次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

- ア 改正後の第 22 条の規定を適用するとしたならば新たに同条第 1 項第 2 号に該当することとなる職員
 - イ 改正前の第 22 条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項第 1 号に該当しないこととなる職員
- (2) 施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
- (3) 旧手当額が 2,000 円以下となる職員
- (4) 令和 2 年 3 月 1 日において改正前の第 22 条第 1 項第 1 号に該当していた職員であって、同月 2 日から同月 31 日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したもの
- ア 改正後の第 22 条の規定を適用したとしたならば新たに同条第 1 項第 2 号にも該当することとなった職員
 - イ 改正前の第 22 条第 1 項第 1 号に該当しないこととなった職員
- (5) 令和 2 年 3 月 1 日において改正前の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当していた職員であって、同月 2 日から同月 31 日までの間に同条第 1 項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなった職員
- (6) 令和 2 年 3 月 2 日から同月 31 日までの間に改正前の第 22 条の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額が 2,000 円以下となった職員
(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)
- 4 旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の第 22 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。
- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた附則第 2 項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合(第 3 号に掲げる場合を除く。) 旧家賃月額
 - (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合(次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額
 - (3) 施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当していた場合 同項各号に規定する住宅に係る家賃の月額それぞれについて、前 2 号の区分に応じた額
(支給の始期及び終期)
- 5 附則第 2 項の規定による住居手当の支給は、令和 2 年 4 月から開始し、職員

が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和３年３月のいずれか早い月をもって終わる。

（第 22 条第 3 項及び第 5 項の準用）

- 6 第 22 条第 3 項及び第 5 項の規定は、附則第 2 項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、第 22 条第 3 項中「新たに第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「附則第 2 項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第 5 項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（令和 3 年 4 月 1 日における届出の特例）

- 7 令和 3 年 3 月 31 日において、附則第 2 項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年 4 月 1 日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に第 22 条第 1 項各号に該当することとなるものについては、令和 2 年 3 月 31 日において支給されていた住居手当に係る第 22 条第 3 項の規定により行われた届出（前項において準用する第 22 条第 3 項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和 3 年 4 月 1 日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則（令 2 則 26）

- 1 この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 12 月期に支給する期末手当に関する改正後の第 36 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 105」とする。

附 則（令 3 則 2）

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 28 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、令和 2 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
---------	---------------	---------

第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては，100分の125以上100分の200以下）	100 分の 131 以上 100 分の 220 以下（特定幹部職員にあっては，100分の155以上100分の260以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては，100分の111以上100分の125未満）	100 分の 119 以上 100 分の 131 未満（特定幹部職員にあっては，100分の140以上100分の155未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定幹部職員にあっては，100分の97）	100分の107（特定幹部職員にあっては，100分の127）
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては，100分の97未満）	100 分の 107 未満（特定幹部職員にあっては，100分の127未満）

附 則（令 4 則 3）

- 1 この規則は，令和 4 年 1 月 27 日から施行し，令和 3 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず，令和 3 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては，100分の125以上100分の200以下）	100 分の 131 以上 100 分の 220 以下（特定幹部職員にあっては，100分の155以上100分の260以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては，100分の111以上100分の125未満）	100 分の 119 以上 100 分の 131 未満（特定幹部職員にあっては，100分の140以上100分の155未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定幹部職員にあっては，100分の97）	100分の107（特定幹部職員にあっては，100分の127）
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては，100分の97未満）	100 分の 107 未満（特定幹部職員にあっては，100分の127未満）

附 則（令 4 則 20）

この規則は，令和 4 年 6 月 7 日から施行し，令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令 4 則22）

この規則は、令和 4 年 9 月29日から施行し、令和 4 年10月 1 日から適用する。
ただし、第 3 条、第34条、第35条の 3、第36条及び第40条の改正は令和 4 年 2 月
1 日から適用する。

附 則（令 5 則 1）

- 1 この規則は、令和 5 年 2 月 2 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第39条第 6 項の規定にかかわらず、令和 4 年12月期の勤勉手当の支給に当たっ
ては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以 上 100 分の 160 以下（特定幹部 職員にあって は、100分の125 以上100分の200 以下）	100 分の 140 以上 100分の240以下（ 特定幹部職員にあ っては、100分の 164 以上 100 分 の 280以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100 分の 99 未 満 （特定幹部職員 にあっては、100 分の111以上100 分の125未満）	100 分の 128 以上 100 分の 140 未 満 （特定幹部職員に あっては、100分の 149 以上 100 分 の 164未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定 幹部職員にあっ ては、100 分 の 97）	100分の116（特定 幹部職員にあっ ては、100分の136）
第39条第6項第4号	100 分の 77 未 満 （特定幹部職員 にあっては、100 分の97未満）	100分の116未満（ 特定幹部職員にあ っては、100 分 の 136未満）

別表第1（第4条第2項関係）

一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2		200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3		202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4		203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5		205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6		207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7		209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				

86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第4条第2項関係）

一般職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		187,400	208,500	254,100	281,000
2		188,700	209,700	255,300	282,900
3		190,100	211,100	256,300	284,500
4		191,300	212,300	257,400	286,200
5		192,300	213,600	258,300	287,900
6		193,800	215,000	259,300	289,400
7		195,200	216,400	260,400	290,600
8		196,500	217,800	261,300	291,800
9		197,900	219,100	262,200	293,300
10		198,900	220,700	262,900	295,100
11		200,200	222,300	263,800	296,800
12		201,200	223,700	264,700	298,600
13		202,400	224,900	265,700	300,000
14		203,500	226,400	266,700	301,700
15		204,600	227,900	267,600	303,300
16		205,700	229,200	268,500	304,800
17		206,600	230,000	269,400	306,300
18		207,700	230,700	270,500	307,900
19		208,700	231,600	271,500	309,500
20		209,700	232,600	272,300	311,200
21		210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600

41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	

86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		

131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考

この表は、自動車運転手，調理師，守衛，用務員，農業作業員に適用する。

別表第3（第4条第2項関係）

教育職俸給表（一）

職務の 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
9	195,500	237,600	301,600	349,800	424,200
10	198,000	240,000	304,000	352,500	426,700
11	200,700	242,400	306,400	355,200	429,000
12	203,300	244,800	308,900	358,200	431,300
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
21	220,400	268,300	326,300	377,600	450,700
22	222,300	271,300	328,700	379,400	453,000
23	224,200	274,200	330,900	380,900	455,400
24	226,100	277,100	333,300	382,100	457,700
25	227,900	279,700	335,300	383,500	459,700
26	230,000	282,300	337,300	385,300	461,900
27	232,100	284,800	339,400	387,100	464,000
28	234,200	287,400	341,800	389,000	466,200
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500
39	254,700	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,200	312,800	364,400	408,400	491,300

41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,800	316,800	373,600	415,300	500,700
46	265,300	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,900	318,600	376,900	418,300	504,300
48	268,200	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,600	320,400	380,200	421,300	507,900
50	270,100	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,600	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,300	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,800	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,700	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,600	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,500	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	282,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	283,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,000	349,800	415,600	451,800	
83	296,900	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,300	352,400	416,600	453,100	

86	299,100	353,000	417,000	453,500	
87	299,900	353,600	417,400	453,900	
88	300,800	354,200	417,800	454,200	
89	301,400	354,800	418,100	454,500	
90	302,000	355,200	418,500	454,900	
91	302,700	355,600	418,900	455,300	
92	303,300	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,600	357,000	419,900	456,300	
95	305,200	357,500	420,200	456,600	
96	305,800	358,000	420,500	456,900	
97	306,500	358,600	420,800	457,200	
98	307,100	359,100	421,200	457,600	
99	307,700	359,500	421,500	457,900	
100	308,300	360,000	421,800	458,200	
101	308,700	360,400	422,100	458,500	
102	309,000	360,900	422,500		
103	309,300	361,200	422,800		
104	309,700	361,700	423,100		
105	310,000	362,200	423,400		
106	310,400	362,600	423,800		
107	310,700	363,100	424,100		
108	311,000	363,600	424,400		
109	311,400	364,000	424,700		
110	311,700	364,500	425,000		
111	312,100	365,000	425,300		
112	312,500	365,400	425,600		
113	312,800	365,800	425,900		
114	313,200	366,200	426,200		
115	313,500	366,700	426,500		
116	313,800	367,100	426,800		
117	314,000	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,600	369,500			
123	316,000	370,000			
124	316,400	370,300			
125	316,600	370,700			
126	316,800	371,200			
127	317,100	371,700			
128	317,500	372,100			
129	317,700	372,500			
130	318,000	373,000			

131	318,400	373,500			
132	318,600	374,000			
133	318,800	374,500			
134	319,100	375,000			
135	319,500	375,500			
136	319,700	376,000			
137	319,900	376,500			
138	320,100	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	321,000	378,500			
142	321,300				
143	321,600				
144	321,900				
145	322,300				
146	322,600				
147	322,800				
148	323,100				
149	323,500				
150	323,800				
151	324,100				
152	324,300				
153	324,600				
154	324,900				
155	325,200				
156	325,500				
157	325,700				

備考

この表は、本学の大学に勤務する教授，准教授，講師，助教に適用する。

別表第 4（第 4 条第 2 項関係）

教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
38	231,500	285,500	346,200	400,300	
39	233,300	287,400	348,400	401,700	
40	235,100	289,200	350,500	403,100	

41	236,800	290,600	352,400	404,800	
42	238,500	292,700	354,500	406,200	
43	240,100	294,700	356,400	407,500	
44	241,700	296,900	358,500	409,000	
45	242,900	298,900	360,300	410,600	
46	244,200	301,300	362,300	411,900	
47	245,500	303,500	364,200	413,400	
48	246,600	306,100	366,200	415,000	
49	247,900	308,300	367,800	416,700	
50	249,300	310,700	369,600	418,100	
51	250,500	313,000	371,500	419,700	
52	251,900	315,200	373,500	421,200	
53	253,000	317,300	375,300	422,900	
54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000	
56	256,500	322,300	380,600	427,600	
57	257,800	324,200	382,100	429,100	
58	258,500	326,300	383,700	430,600	
59	259,600	328,400	385,400	431,800	
60	260,600	330,400	387,100	433,000	
61	261,700	332,500	388,300	434,200	
62	262,600	334,600	389,700	435,500	
63	263,700	336,800	391,100	436,800	
64	264,500	339,000	392,400	438,000	
65	265,800	340,700	393,800	439,200	
66	267,200	342,900	395,000	440,400	
67	268,600	344,900	396,400	441,600	
68	270,200	347,100	397,800	442,800	
69	271,500	348,900	399,100	444,000	
70	272,800	350,800	400,400	445,200	
71	274,100	352,800	401,800	446,400	
72	275,400	354,800	403,100	447,600	
73	276,400	356,400	404,400	448,700	
74	277,600	358,300	405,800	449,300	
75	278,900	360,100	407,200	449,800	
76	279,900	362,000	408,500	450,300	
77	280,800	363,800	409,700	450,800	
78	281,800	365,500	410,900		
79	282,800	367,200	412,200		
80	283,800	368,800	413,600		
81	284,900	370,300	414,900		
82	286,100	371,800	416,100		
83	287,300	373,300	417,100		
84	288,500	374,700	418,300		
85	289,500	375,800	419,500		

86	290,600	377,200	420,700		
87	291,600	378,600	421,900		
88	292,800	379,900	422,900		
89	293,900	381,200	424,000		
90	295,000	382,500	425,000		
91	296,200	383,700	426,000		
92	297,400	385,000	427,000		
93	297,900	386,300	427,900		
94	298,900	387,400	428,700		
95	300,000	388,700	429,500		
96	301,200	389,900	430,300		
97	302,200	391,300	431,100		
98	303,300	392,300	431,500		
99	304,300	393,400	431,900		
100	305,400	394,400	432,300		
101	306,300	395,300	432,700		
102	307,400	396,300	433,000		
103	308,500	397,400	433,300		
104	309,500	398,500	433,600		
105	310,100	399,200	433,900		
106	311,000	400,100	434,200		
107	311,800	401,000	434,500		
108	312,600	401,900	434,700		
109	313,500	402,700	434,900		
110	313,900	403,600	435,200		
111	314,300	404,400	435,500		
112	314,800	405,200	435,700		
113	315,400	405,800	435,900		
114	315,800	406,500	436,200		
115	316,300	407,200	436,500		
116	316,800	407,900	436,700		
117	317,400	408,500	436,900		
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			

131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				

備考

- (1) この表は、本学の附属高等学校、国際中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長，副校長，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭及び助教諭に適用する。ただし、国際中等教育学校に勤務する教員で先端教育人材育成推進機構共同研究員を委嘱された者の適用については学長が個別に定める。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である者の俸給月額、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 5（第 4 条第 2 項関係）

教育職俸給表（三）

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	
39	232,500	261,900	347,900	371,300	
40	234,200	264,100	349,800	372,900	

41	235,800	266,600	351,300	374,000	
42	237,500	268,900	353,100	375,400	
43	239,100	271,100	354,700	376,800	
44	240,700	273,200	356,400	378,300	
45	242,300	275,300	358,200	379,700	
46	243,800	277,500	359,900	381,300	
47	245,100	279,600	361,200	382,900	
48	246,400	281,500	362,800	384,400	
49	247,500	283,800	364,000	385,800	
50	248,800	285,500	365,500	387,300	
51	250,200	287,400	367,100	388,800	
52	251,300	289,200	368,700	390,200	
53	252,400	290,600	370,100	391,400	
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	
61	261,300	308,300	381,100	401,200	
62	262,000	310,700	382,300	402,200	
63	262,900	313,000	383,500	403,600	
64	263,500	315,200	384,600	404,900	
65	264,500	317,300	385,500	406,100	
66	265,900	319,100	386,700	407,200	
67	267,000	320,700	387,700	408,400	
68	268,300	322,300	388,800	409,500	
69	269,800	324,200	390,000	410,500	
70	271,300	326,300	391,000	411,700	
71	272,600	328,400	392,100	412,900	
72	274,000	330,400	393,300	414,100	
73	274,800	332,500	394,300	414,700	
74	275,800	334,600	395,400	415,500	
75	277,000	336,800	396,500	416,200	
76	278,000	339,000	397,600	416,700	
77	279,200	340,700	398,500	417,000	
78	280,200	342,600	399,400	417,400	
79	281,400	344,300	400,400	417,800	
80	282,300	346,100	401,400	418,200	
81	283,500	347,900	402,200	418,500	
82	284,300	349,700	403,000	418,900	
83	285,300	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	

86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700		
95	295,100	368,200	411,000		
96	295,900	369,400	411,300		
97	296,700	370,400	411,600		
98	297,500	371,400	411,900		
99	298,300	372,400	412,200		
100	299,000	373,400	412,400		
101	299,900	374,300	412,600		
102	300,400	375,300	412,900		
103	300,900	376,300	413,200		
104	301,400	377,300	413,400		
105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			

131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			

備考

- (1) この表は、本学の附属幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長（副園長を含む。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び助教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である者の俸給月額、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6（第4条第2項関係）

医療職俸給表（一）

職務の 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
1		191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
2		193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
3		194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	

41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			

86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

備考

この表は，附属学校に勤務する栄養士に適用する。

別表第7（第4条第2項関係）

医療職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600

41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		

86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					

131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

備考

この表は、保健管理センターに勤務する看護師に適用する。

別表第7の2 昇給号俸数表（第10条関係）

職員の区分	昇給区分				
	A	B	C	D	E
55歳に達しない職員	8以上	6	4（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者又は教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者にあつては3）	2	0
55歳以上の職員	2以上	1	0	0	0

備考 一般職（二）の適用を受ける職員については、「55歳」とあるのは「57歳」と読み替えて適用する。

別表第8 俸給の調整額の適用区分表（第16条関係）

勤務箇所	対象職員	調整数
1 連合学校教育学研究科若しくは教育学研究科	連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授のうち，主任として学生4人以上に対する研究指導に従事する教員	3
	(1) 連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授のうち，当該研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する教員又は主任として学生に対する研究指導に従事する教員（調整数3に該当する教員を除く） (2) 連合学校教育学研究科専任教官（調整数3に該当する場合を除く）	2
	(1) 教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授，講師及び助教のうち，当該研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者又は主任として学生に対する研究指導を担当する教員（調整数2若しくは調整数3に該当する教員を除く） (2) 教育学研究科における学生の指導を命じられている助教のうち，当該研究科の授業科目の担当教員を補助して行う学生指導及び主任指導教官を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合せて授業4単位分に相当する時間以上（このうち，授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。）である者	1
2 附属特別支援学校	幼児，児童又は生徒に授業を行い，特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭	2

別表第9 調整基本額（第16条関係）

教育職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000 円。ただし、1 号俸 8,005 円、2 号俸 8,100 円、3 号俸 8,190 円、4 号俸 8,280 円、5 号俸 8,361 円、6 号俸 8,469 円、7 号俸 8,577 円、8 号俸 8,685 円、9 号俸 8,797 円、10 号俸 8,910 円
2 級	10,500 円。ただし、1 号俸 9,904 円、2 号俸 10,008 円、3 号俸 10,107 円、4 号俸 10,206 円、5 号俸 10,300 円、6 号俸 10,395 円、7 号俸 10,494 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円

教育職俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000 円。ただし、1 号俸 7,398 円、2 号俸 7,465 円、3 号俸 7,533 円、4 号俸 7,600 円、5 号俸 7,672 円、6 号俸 7,758 円、7 号俸 7,839 円、8 号俸 7,920 円、9 号俸 7,996 円、10 号俸 8,091 円、11 号俸 8,181 円、12 号俸 8,266 円、13 号俸 8,352 円、14 号俸 8,446 円、15 号俸 8,541 円、16 号俸 8,635 円、17 号俸 8,734 円、18 号俸 8,838 円、19 号俸 8,950 円
2 級	11,100 円。ただし、1 号俸 9,333 円、2 号俸 9,409 円、3 号俸 9,481 円、4 号俸 9,558 円、5 号俸 9,639 円、6 号俸 9,711 円、7 号俸 9,787 円、8 号俸 9,859 円、9 号俸 9,940 円、10 号俸 10,026 円、11 号俸 10,111 円、12 号俸 10,197 円、13 号俸 10,264 円、14 号俸 10,354 円、15 号俸 10,444 円、16 号俸 10,534 円、17 号俸 10,615 円、18 号俸 10,737 円、19 号俸 10,858 円、20 号俸 10,980 円、21 号俸 11,097 円、
特2 級	11,500 円
3 級	12,200 円
4 級	13,100 円

別表第 10 管理職手当支給額（第 17 条関係）

○大学教員

区分	職 名	管理職手当
Ⅳ種	副学長	74,800 円
Ⅳ種	附属図書館長	74,800 円
Ⅳ種	連合学校教育学研究科長	74,800 円
Ⅳ種	学系長	74,800 円
Ⅳ種	附属学校運営参事	69,500 円
Ⅳ種	附属学校長(学長が指定する者については別に定める)	64,100 円
Ⅴ種	学長補佐(学長が指定する者に限る)	37,400 円
Ⅴ種	センター長・所長(学長が指定する者については別に定める)	26,700 円
Ⅴ種	教育研究評議会評議員	26,700 円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。		

○附属学校教員

区分	職 名	級	管理職手当
Ⅳ種	附属学校運営参事・附属学校長	4	59,200円
Ⅳ種	附属学校副校長・附属幼稚園副園長	4	54,600円
		3	52,000円
Ⅴ種	附属特別支援学校主事	2	25,000円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。			

○事務系職員

区分	職 名	級	管理職手当
Ⅰ 種	事務局長	10	139,300円
		9	130,300円
		8	117,100円
Ⅱ 種	部長	8	94,000円
		7	88,500円
Ⅳ種	課長	6	62,300円
		5	59,500円
Ⅳ種	室長	6	62,300円
		5	59,500円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。			

別表第 1 1 初任給調整手当額（第 19 条関係）

期間の区分	手当月額	期間の区分	手当月額
1 年 未 満	50,800 円	18 年以上 19 年未満	29,400 円
1 年以上 2 年未満	50,800 円	19 年以上 20 年未満	28,000 円
2 年以上 3 年未満	50,800 円	20 年以上 21 年未満	26,600 円
3 年以上 4 年未満	50,800 円	21 年以上 22 年未満	26,000 円
4 年以上 5 年未満	50,800 円	22 年以上 23 年未満	25,400 円
5 年以上 6 年未満	50,800 円	23 年以上 24 年未満	24,400 円
6 年以上 7 年未満	49,000 円	24 年以上 25 年未満	23,800 円
7 年以上 8 年未満	47,200 円	25 年以上 26 年未満	23,200 円
8 年以上 9 年未満	45,400 円	26 年以上 27 年未満	22,600 円
9 年以上 10 年未満	43,600 円	27 年以上 28 年未満	22,000 円
10 年以上 11 年未満	41,800 円	28 年以上 29 年未満	21,200 円
11 年以上 12 年未満	40,000 円	29 年以上 30 年未満	20,900 円
12 年以上 13 年未満	38,200 円	30 年以上 31 年未満	20,500 円
13 年以上 14 年未満	36,400 円	31 年以上 32 年未満	19,900 円
14 年以上 15 年未満	35,000 円	32 年以上 33 年未満	19,000 円
15 年以上 16 年未満	33,600 円	33 年以上 34 年未満	18,100 円
16 年以上 17 年未満	32,200 円	34 年以上 35 年未満	17,400 円
17 年以上 18 年未満	30,800 円		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第 12 義務教育等教員特別手当額（第 31 条関係）

職務 の 級 号俸	教育職俸給表(二)の適用を受ける者				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
2	5,050	6,375	8,775	12,900	17,200
3	5,100	6,450	8,950	13,000	17,300
4	5,150	6,525	9,125	13,100	17,400
5	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
6	5,250	6,700	9,400	13,300	17,600
7	5,300	6,800	9,500	13,400	17,700
8	5,350	6,900	9,600	13,500	17,800
9	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
10	5,450	7,075	9,775	13,700	18,000
11	5,500	7,150	9,850	13,800	18,100
12	5,550	7,225	9,925	13,900	18,200
13	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
14	5,675	7,375	10,250	14,100	18,400
15	5,750	7,450	10,500	14,200	18,500
16	5,825	7,525	10,750	14,300	18,600
17	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
18	5,975	7,675	11,100	14,500	18,775
19	6,050	7,750	11,200	14,600	18,850
20	6,125	7,825	11,300	14,700	18,925
21	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
22	6,275	8,000	11,500	14,875	19,100
23	6,350	8,100	11,600	14,950	19,200
24	6,425	8,200	11,700	15,025	19,300
25	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
26	6,575	8,450	11,975	15,200	19,450
27	6,650	8,600	12,150	15,300	19,500
28	6,725	8,750	12,325	15,400	19,550
29	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
30	6,875	9,000	12,575	15,600	19,675
31	6,950	9,100	12,650	15,700	19,750
32	7,025	9,200	12,725	15,800	19,825
33	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
34	7,175	9,400	12,975	16,000	19,975
35	7,250	9,500	13,150	16,100	20,050

36	7, 325	9, 600	13, 325	16, 200	20, 125
37	7, 400	9, 700	13, 500	16, 300	20, 200
38	7, 475	9, 900	13, 575	16, 400	
39	7, 550	10, 100	13, 650	16, 500	
40	7, 625	10, 300	13, 725	16, 600	
41	7, 700	10, 500	13, 800	16, 700	
42	7, 775	10, 600	13, 875	16, 800	
43	7, 850	10, 700	13, 950	16, 900	
44	7, 925	10, 800	14, 025	17, 000	
45	8, 000	10, 900	14, 100	17, 100	
46	8, 075	11, 000	14, 175	17, 175	
47	8, 150	11, 100	14, 250	17, 250	
48	8, 225	11, 200	14, 325	17, 325	
49	8, 300	11, 300	14, 400	17, 400	
50	8, 375	11, 500	14, 475	17, 475	
51	8, 450	11, 700	14, 550	17, 550	
52	8, 525	11, 900	14, 625	17, 625	
53	8, 600	12, 100	14, 700	17, 700	
54	8, 650	12, 200	14, 825	17, 775	
55	8, 700	12, 300	14, 950	17, 850	
56	8, 750	12, 400	15, 075	17, 925	
57	8, 800	12, 500	15, 200	18, 000	
58	8, 875	12, 600	15, 275	18, 075	
59	8, 950	12, 700	15, 350	18, 150	
60	9, 025	12, 800	15, 425	18, 225	
61	9, 100	12, 900	15, 500	18, 300	
62	9, 175	13, 000	15, 650	18, 350	
63	9, 250	13, 100	15, 800	18, 400	
64	9, 325	13, 200	15, 950	18, 450	
65	9, 400	13, 300	16, 100	18, 500	
66	9, 475	13, 400	16, 150	18, 550	
67	9, 550	13, 500	16, 200	18, 600	
68	9, 625	13, 600	16, 250	18, 650	
69	9, 700	13, 700	16, 300	18, 700	
70	9, 750	13, 775	16, 350	18, 750	
71	9, 800	13, 850	16, 400	18, 800	
72	9, 850	13, 925	16, 450	18, 850	
73	9, 900	14, 000	16, 500	18, 900	
74	9, 975	14, 100	16, 625	18, 950	
75	10, 050	14, 200	16, 750	19, 000	
76	10, 125	14, 300	16, 875	19, 050	
77	10, 200	14, 400	17, 000	19, 100	
78	10, 250	14, 475	17, 050		
79	10, 300	14, 550	17, 100		
80	10, 350	14, 625	17, 150		

81	10, 400	14, 700	17, 200		
82	10, 450	14, 775	17, 250		
83	10, 500	14, 850	17, 300		
84	10, 550	14, 925	17, 350		
85	10, 600	15, 000	17, 400		
86	10, 650	15, 100	17, 450		
87	10, 700	15, 200	17, 500		
88	10, 750	15, 300	17, 550		
89	10, 800	15, 400	17, 600		
90	10, 850	15, 475	17, 650		
91	10, 900	15, 550	17, 700		
92	10, 950	15, 625	17, 750		
93	11, 000	15, 700	17, 800		
94	11, 050	15, 775	17, 875		
95	11, 100	15, 850	17, 950		
96	11, 150	15, 925	18, 025		
97	11, 200	16, 000	18, 100		
98	11, 250	16, 075	18, 125		
99	11, 300	16, 150	18, 150		
100	11, 350	16, 225	18, 175		
101	11, 400	16, 300	18, 200		
102	11, 425	16, 350	18, 225		
103	11, 450	16, 400	18, 250		
104	11, 475	16, 450	18, 275		
105	11, 500	16, 500	18, 300		
106	11, 525	16, 575	18, 325		
107	11, 550	16, 650	18, 350		
108	11, 575	16, 725	18, 375		
109	11, 600	16, 800	18, 400		
110	11, 625	16, 850	18, 400		
111	11, 650	16, 900	18, 400		
112	11, 675	16, 950	18, 400		
113	11, 700	17, 000	18, 400		
114	11, 750	17, 050	18, 400		
115	11, 800	17, 100	18, 400		
116	11, 850	17, 150	18, 400		
117	11, 900	17, 200	18, 400		
118	11, 925	17, 250			
119	11, 950	17, 300			
120	11, 975	17, 350			
121	12, 000	17, 400			
122	12, 025	17, 450			
123	12, 050	17, 500			
124	12, 075	17, 550			
125	12, 100	17, 600			

126	12, 150	17, 600			
127	12, 200	17, 600			
128	12, 250	17, 600			
129	12, 300	17, 600			
130	12, 325	17, 600			
131	12, 350	17, 600			
132	12, 375	17, 600			
133	12, 400	17, 600			
134	12, 425	17, 600			
135	12, 450	17, 600			
136	12, 475	17, 600			
137	12, 500	17, 600			
138	12, 525	17, 600			
139	12, 550	17, 600			
140	12, 575	17, 600			
141	12, 600	17, 600			
142	12, 650	17, 600			
143	12, 700	17, 600			
144	12, 750	17, 600			
145	12, 800	17, 600			
146	12, 825				
147	12, 850				
148	12, 875				
149	12, 900				
150	12, 925				
151	12, 950				
152	12, 975				
153	13, 000				

教育職俸給表(三)の適用を受ける者					
職務 の 級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
2	5,050	5,475	8,775	10,800	17,200
3	5,100	5,550	8,950	10,900	17,300
4	5,150	5,625	9,125	11,000	17,400
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,250	5,775	9,400	11,200	17,600
7	5,300	5,850	9,500	11,300	17,700
8	5,350	5,925	9,600	11,400	17,800
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,450	6,075	9,775	11,725	18,000
11	5,500	6,150	9,850	11,950	18,100
12	5,550	6,225	9,925	12,175	18,200
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,675	6,375	10,250	12,500	18,400
15	5,750	6,450	10,500	12,600	18,500
16	5,825	6,525	10,750	12,700	18,600
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,975	6,700	11,100	12,900	18,775
19	6,050	6,800	11,200	13,000	18,850
20	6,125	6,900	11,300	13,100	18,925
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,275	7,075	11,500	13,300	19,100
23	6,350	7,150	11,600	13,400	19,200
24	6,425	7,225	11,700	13,500	19,300
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,575	7,375	11,975	13,700	19,450
27	6,650	7,450	12,150	13,800	19,500
28	6,725	7,525	12,325	13,900	19,550
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,875	7,675	12,575	14,100	19,675
31	6,950	7,750	12,650	14,200	19,750
32	7,025	7,825	12,725	14,300	19,825
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,175	8,000	12,975	14,500	19,975
35	7,250	8,100	13,150	14,600	20,050

36	7, 325	8, 200	13, 325	14, 700	20, 125
37	7, 400	8, 300	13, 500	14, 800	20, 200
38	7, 475	8, 450	13, 575	14, 875	
39	7, 550	8, 600	13, 650	14, 950	
40	7, 625	8, 750	13, 725	15, 025	
41	7, 700	8, 900	13, 800	15, 100	
42	7, 775	9, 000	13, 875	15, 200	
43	7, 850	9, 100	13, 950	15, 300	
44	7, 925	9, 200	14, 025	15, 400	
45	8, 000	9, 300	14, 100	15, 500	
46	8, 075	9, 400	14, 175	15, 600	
47	8, 150	9, 500	14, 250	15, 700	
48	8, 225	9, 600	14, 325	15, 800	
49	8, 300	9, 700	14, 400	15, 900	
50	8, 375	9, 900	14, 475	16, 000	
51	8, 450	10, 100	14, 550	16, 100	
52	8, 525	10, 300	14, 625	16, 200	
53	8, 600	10, 500	14, 700	16, 300	
54	8, 650	10, 600	14, 825	16, 400	
55	8, 700	10, 700	14, 950	16, 500	
56	8, 750	10, 800	15, 075	16, 600	
57	8, 800	10, 900	15, 200	16, 700	
58	8, 875	11, 000	15, 275	16, 800	
59	8, 950	11, 100	15, 350	16, 900	
60	9, 025	11, 200	15, 425	17, 000	
61	9, 100	11, 300	15, 500	17, 100	
62	9, 175	11, 500	15, 650	17, 175	
63	9, 250	11, 700	15, 800	17, 250	
64	9, 325	11, 900	15, 950	17, 325	
65	9, 400	12, 100	16, 100	17, 400	
66	9, 475	12, 200	16, 150	17, 475	
67	9, 550	12, 300	16, 200	17, 550	
68	9, 625	12, 400	16, 250	17, 625	
69	9, 700	12, 500	16, 300	17, 700	
70	9, 750	12, 600	16, 350	17, 775	
71	9, 800	12, 700	16, 400	17, 850	
72	9, 850	12, 800	16, 450	17, 925	
73	9, 900	12, 900	16, 500	18, 000	
74	9, 975	13, 000	16, 625	18, 075	
75	10, 050	13, 100	16, 750	18, 150	
76	10, 125	13, 200	16, 875	18, 225	
77	10, 200	13, 300	17, 000	18, 300	
78	10, 250	13, 400	17, 050	18, 350	
79	10, 300	13, 500	17, 100	18, 400	
80	10, 350	13, 600	17, 150	18, 450	

81	10, 400	13, 700	17, 200	18, 500	
82	10, 450	13, 775	17, 250	18, 550	
83	10, 500	13, 850	17, 300	18, 600	
84	10, 550	13, 925	17, 350	18, 650	
85	10, 600	14, 000	17, 400	18, 700	
86	10, 650	14, 100	17, 450	18, 750	
87	10, 700	14, 200	17, 500	18, 800	
88	10, 750	14, 300	17, 550	18, 850	
89	10, 800	14, 400	17, 600	18, 900	
90	10, 850	14, 475	17, 650	18, 950	
91	10, 900	14, 550	17, 700	19, 000	
92	10, 950	14, 625	17, 750	19, 050	
93	11, 000	14, 700	17, 800	19, 100	
94	11, 050	14, 775	17, 875		
95	11, 100	14, 850	17, 950		
96	11, 150	14, 925	18, 025		
97	11, 200	15, 000	18, 100		
98	11, 250	15, 100	18, 125		
99	11, 300	15, 200	18, 150		
100	11, 350	15, 300	18, 175		
101	11, 400	15, 400	18, 200		
102	11, 425	15, 475	18, 225		
103	11, 450	15, 550	18, 250		
104	11, 475	15, 625	18, 275		
105	11, 500	15, 700	18, 300		
106	11, 525	15, 775	18, 325		
107	11, 550	15, 850	18, 350		
108	11, 575	15, 925	18, 375		
109	11, 600	16, 000	18, 400		
110	11, 625	16, 075	18, 400		
111	11, 650	16, 150	18, 400		
112	11, 675	16, 225	18, 400		
113	11, 700	16, 300	18, 400		
114	11, 750	16, 350	18, 400		
115	11, 800	16, 400	18, 400		
116	11, 850	16, 450	18, 400		
117	11, 900	16, 500	18, 400		
118	11, 925	16, 575			
119	11, 950	16, 650			
120	11, 975	16, 725			
121	12, 000	16, 800			
122	12, 025	16, 850			
123	12, 050	16, 900			
124	12, 075	16, 950			
125	12, 100	17, 000			

126		17, 050			
127		17, 100			
128		17, 150			
129		17, 200			
130		17, 250			
131		17, 300			
132		17, 350			
133		17, 400			
134		17, 450			
135		17, 500			
136		17, 550			
137		17, 600			
138		17, 600			
139		17, 600			
140		17, 600			
141		17, 600			
142		17, 600			
143		17, 600			
144		17, 600			
145		17, 600			
146		17, 600			
147		17, 600			
148		17, 600			
149		17, 600			
150		17, 600			
151		17, 600			
152		17, 600			
153		17, 600			
154		17, 600			
155		17, 600			
156		17, 600			
157		17, 600			